

アドバイス



この契約はクーリング・オフができます。

- 期間が1か月を超える、契約金額が5万円を超えるエステティック（エステ）契約はクーリング・オフができます。

一部の美容医療もクーリング・オフができます。

<適用になるもの>

- ①医療脱毛 ②にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨等の除去又は皮膚の活性化 ③皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減 ④脂肪の減少 ⑤歯牙の漂白

クーリング・オフ期間(8日間)後でも、中途解約ができます。

- 施術に必要と言われて購入した化粧品等も関連商品としてクーリング・オフ、中途解約の対象になります。

〈クーリング・オフの詳細はP.16へ〉

こんな点に注意！

- 契約金額は初めの予定より高額ではないか
- 長期の分割払いでも契約したいか
- 契約書にクーリング・オフや中途解約の記載があるか
- 予約は取りやすそうか



「男性の脱毛エステや美肌エステの相談も寄せられています。」

プラスα

「施術後にヒリヒリした。」「火傷をした。」などの相談も寄せられています。レーザー脱毛等毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為は医療行為にあたり、エステ店では行うことができません。